

文献資料の中の災害史

—『泗州大水記』と貞元8年水害との異なる光景—

夏 炎
吉 田 愛 訳

唐代地方官による災害救援活動については、多くの先行研究がある^[1]。しかし、史料が限られていることから、地方官による災害対応の歴史の細部について、綿密かつ踏み込んだ探究はなされてこなかった。唐の徳宗・貞元13年(797)に呂周任が著した『泗州大水記』は、唐代後期の水害史を研究する上で重要な資料であり、唐代地方官府による災害対応の歴史の真相に迫ることを可能にした。これまで『泗州大水記』を専門的に扱った先行研究はなく、その内容の一部が唐代災害史研究の史料として利用されてきたに過ぎない。これを踏まえて、本稿では『泗州大水記』という文献資料の叙述を中心に、唐代災害史研究に関する問題を検討していきたい。

1. 文献資料の個性の発見

『泗州大水記』は唐の呂周任の撰で、『文苑英華』巻833・『唐文粹』巻76・『全唐文』巻481にも収録されるが、文字にはやや異同がある。本書は、徳宗・貞元8年(792)に泗州地区で発生した非常に大規模な洪水と、刺史の張叅が官民を率いて災害に立ち向かったことについて詳細に記録すると共に、作者の見解をも盛り込んでいる。以下は『文苑英華』所載の『泗州大水記』全文を抄録し、『唐文粹』・『全唐文』による校勘を行ったもので^[2]、これをもとに関連する問題について考察を進めたい。

『春秋左氏伝』曰、「天反時為災（『粹』は「災」を「妖」とする）、地反物為妖（『粹』は「妖」を「災」とする）。」其於水也、反利為害矣。在唐堯時、包山陵而若漫（『粹』・『全』は「若漫」を「浩滔」とする）天。在漢武時、浮囓桑而浸鉅野、皆震蕩上心、昏（『粹』・『全』は「昏」を「昏」とする）墊下人、其故何哉？天其或者警休明而表忠誠也。

皇唐貞元八年，歲在壬申夏六月，上帝作孽，罰茲東土，浩淼長瀾，周亘千里。請究其本而言之，是時，山泐桐栢，發洪歎湧，下注淮瀆，平湍七丈。浮壽踰濠，下連滄波。東風駕海，潮上不落。雨水相逆，濺濤倒流，蠹縮回薄，衝壅汴（『粹』・『全』は「汴」を「淮」とする）泗。積陰驟雨，河瀉瓠建，不捨晝夜，至于旬時（『粹』は「時」を「浹」とする）。乾坤合怒，雲雷為屯，以水濟水，吞洲漂防。走不及竄，飛不及翔，連薨為河海（『粹』は「海」を「宮」とする），噍類如魚鼈。事出慮外，孰能凶之？

開府議（『粹』・『全』は「議」を「儀」とする）同三司・校檢（『粹』・『全』は「校檢」を「檢校」とする）右散騎常侍兼御史大夫・泗州刺史・武当郡王張公（『全』は「公」の後に「伻」字を付す），以其始至也，聚邑老以訪故，奉薪礎石以御之。其漸盛也，運心術以馭事，維舟編桴以載之。遂連軸（『粹』は「軸」を「舳」とする）促櫓，斂邑之悻老弱・州之庫藏函籍・官府之器，先寘于遠墅，軍資甲楯・士女馬牛，遽遷於水次。將健丁壯，遏水之不可者，任便而自安，迨（『粹』は「迨」を「逮」とする）數日而計行矣。洪波汗漫，不辨（『粹』は「辨」を「測」とする）涯涘，驚颺鼓濤，舟不得不覆。巨浪崩山，城不得不圯。崇丘（『全』は「丘」を「邱」とする）如島，稍稍而沒。厦（『粹』は「厦」を「夏」とする）屋如杳（『粹』・『全』は「杳」を「杳」とする），況況（『粹』・『全』は「況況」を「汎汎」とする）相繼。天回地轉，混茫其中。公獨与左右十數人，纜舟於郡城西南隅女牆濕堵之上，以向衝波而（『全』は「而」を「之」とする）來，不亦危哉！公之左右失色，同辭請移。公曰「伻，天子守土臣也，苟有難而違之，若王（『粹』は「王」を「君」とする）命何！且南山隔淮，幾五六里，吾能往矣，況是別境，「離局，姦也」，雖死不為。」公於是使部內十馭遷於虹城西鄙而南，傍南山（『粹』は「山」字なし）而東四百里，達維揚之路，俾星郵無壅。石（『粹』・『全』は「石」を「又」とする）東北直渡，經下邳，五百里，至于徐州，通廉察之間。又移書（『粹』は「書」字なし）淮南城將，令斷扁舟往來，立標樹信，以虞寇賊之變。公每端拱對水而訴曰「伻奉聖主明詔，司牧此州，以親（『粹』は「親」を「觀」とする）萬姓，河公何為不仁，降此大沴，伻之罪也。」厲聲正色，陸危不撓，歷數（『粹』は「數」を「再」とする）旬而水定，又再旬而水抽（『全』は「抽」を「耗」とする）。

自水始至，及水始耗，已一（『粹』・『全』は「一」を「六」とする）時矣。又一時而復流，郊境之內，無平不陂，郭郭之間，無岸不穀，尺椽片瓦，蕩然無所有。可異者，惟（『粹』は「惟」を「唯」とする）公之露寢与内寢巋然存焉。豈不可浮而往，蓋（『全』は「蓋」を「抑」とする）不可顛而壞乎？斯則神仰公之仁，先庶物而遺已。神賞公之忠，臨大難而守節。神高公之義，動適權以成務。故保其聽政養安之所，旌公之善也。昔邵（『全』は「邵」を「召」とする）伯之理也，人愛甘棠而勿剪（『粹』・『全』は「剪」を

「翦」とする)。方茲神靈支（『粹』・『全』は「支」を「扶」とする）持，不亦遠乎！公乃捨車而徒，棄輻而泥，弔亡恤存，綏復軍郡。遠軫聖慮，詔左庶子姚公弔而賑之，至於修府署，建城池，詔有司計功而償緡。立廛（『粹』は「廛」を「鄽」とする）市，造井屋，公申勸科程，以貫（『粹』・『全』は「貫」を「貫」とする）以貸，纔踰年，而城邑復常矣。其於縮板為垣，樹柳為麗，端衢四達，廡宇双峙，即公之新意也。

天災流行，何代無之？逢昏即盛，遇賢即退。故劉琨（『粹』・『全』は「琨」を「昆」とする）返風而火滅，王尊臨河而水止。蓋忠誠之至也。公嘗領羸兵守孤城，以百当万，俾国家全山東之地。名載青史，公即国之長城也。今以一葦之航，挂（『粹』・『全』は「挂」を「挂」とする）於危堞之上，以当漲海之勢。城頽而一塊不傾，水止而所濟獲全，公即国之貞臣也。固知明主之委任於公也，皆感而通焉。

周任不敏，學於旧史氏，借古人以諭公，未（『全』は「未」字なし）或曰（『粹』は「曰」字なし，『全』は「曰」の後に「未」字を付す）同年矣，謹述而記（『粹』は「記」を「紀」とする）之。時貞元十三年，歲在丁丑，清和之日（『全』は「日」を「月」とする），哉生魄，勒于石（『粹』は「時……石」の句なし）^[3]。

『泗州大水記』執筆の背景となったのは徳宗・貞元8年夏に泗州地区で発生した水害で，その2段落目に水害の状況と被害の程度を重点的に記している。実のところ，貞元8年の水害は泗州の局地的な災害ではなく，全国的な広範囲の水害であった。『旧唐書』卷13，徳宗紀下，貞元8年7月条には，「辛巳，大雨。八月乙丑，以天下水災，分命朝臣宣撫賑貸。河南，河北，山南，江淮凡四十余州大水，漂溺死者二万余人^[4]」とある。この水害の範囲は広く，被害も大きかった^[5]。玄振華は，唐代の水害による溺死・傷病の状況を表にまとめているが，貞元8年水害での死傷者の数が唐代で最も多い^[6]。この水害の具体的な様相については，『新唐書』卷36，五行志3に，「（貞元）八年秋，自江淮及荆，襄，陳，宋至于河朔州四十余，大水，害稼，溺死二万余人，漂没城郭廬舍，幽州平地水深二丈，徐，鄭，涿，薊，檀，平等州，皆深丈余。八年六月，淮水溢，平地七尺，没泗州城。^[7]」とあり，『新唐書』卷7，徳宗紀，貞元8年条にも，「六月，淮水溢。^[8]」とある。このように，『新唐書』には特に「淮水溢」・「没泗州城」と記され，この大規模な水害の中で，泗州城が最も甚大な被害を受けた地域であったことは疑いようがない^[9]。

『泗州大水記』の主人公である泗州刺史の張佖は，『旧唐書』卷187下，忠義下と『新唐書』卷193，忠義下に伝があり，徳宗・建中初年に臨洛を固守した功績により，泗州刺史に遷っている。郁賢皓の考証によると，張佖は泗州刺史を貞元8年から21年まで（792～805）^[10]10年余り務め，在任中に死亡した。一方，『泗州大水記』の作者である呂周任は，

『全唐文』巻481の作者小伝に、「周任、徳宗朝、官侍御史。」とあるが、この記述が今のところ唯一の現存資料なので、ひとまず判断を留保したい。また、呂周任と張伾の関係についても、史書には言及がない。しかし、呂周任が張伾の徳行と功績を褒め称えていることから、2人は懇意な間柄であったと考えられる。その文章の躍動感と詳細さから、呂周任が自身の経験を書いたものと思われるが、彼が当時泗州の属僚に任じられていたかも定かではない。現存する唐代のものについて言えば、『泗州大水記』のように地方官による災害対応を中核的題材とする長編の文章は多くない。本文には、水害発生時の状況とそれがもたらした深刻な結果を描写するだけでなく、同時にまた泗州刺史の張伾が水害前後に行った積極的対応、例えば、災害前には高齢者訪問・防御用施設の建造・民衆や地方官庁の財物の移動、災害後には交通と連絡手段の確保・民衆蜂起の防止・被災者の救済・州城の再建など、具体的かつ実際的な行為を詳細に記述している。このほか、朝廷が派遣した使者が泗州に到着して行った被災者救援や、地方に特別支出金が交付されて州城が再建されたことなどについても記録している。災害史研究の史料という面から言うならば、『泗州大水記』は水害が起きた時間・場所・被災の程度・影響そして対応について記した、唐代後期の地方水害史を研究する上で重要かつ完備された特殊事例の資料である。しかしながら、『泗州大水記』が記す刺史の災害対応の一連の行為とその作者が示す災害に対する意識は、実のところ従来の災害史研究の伝統的な課題と変わりがないということを認識しなくてはならない。この文献が詳細かつ完備された内容であっても、もし伝統的な「史料から史実へ」という災害史研究の方法に基づいたままこれを読み解くならば、「研究し尽くされた課題」という感は否めまい。その史料の価値も、研究の筋道が化石化するにつれて消滅してしまうだろう。これを踏まえると、研究活動は『泗州大水記』という文献資料の個性を掘り起こすことを出発点とし、その上で記録の中から暗に含まれた別の歴史情報を抽出すべきなのである。

幸いなことに、貞元8年の水害については、両『唐書』の概略的な記述と『泗州大水記』のほかに、3種の比較的完全な文献資料——陸贄と権徳輿の状・疏と徳宗の詔書——が現存することで、問題をさらに深く検討することができる。現に、貞元8年の水害発生後、徳宗はただちに詔を下して使者を派遣し被災者の救済に当たさせたわけではなく、宰相に任じられて間もない陸贄がこの件について皇帝に上奏し、徳宗はそれに応えたに過ぎない。陸贄の上奏文とは「請遣使臣宣撫諸道遭水州県状」・「論淮西管内水損處請同諸道遣宣慰使状」の2篇で^[11]、『資治通鑑』巻234にその君臣間の対話を簡明に記録している。

河南、北、江、淮、荆、襄、陳、許等四十余州大水，溺死者二万余人，陸贄請遣使賑撫。上曰「聞所損殊少，即議優恤，恐生姦欺。」贄上奏，其略曰「流俗之弊，多徇諂諛，揣

所悦意則修其言，度所惡聞則小其事，制備失所，恒病于斯。」又曰「所費者財用，所取者人心，苟不失人，何憂乏用！」上許為遣使，而曰「淮西貢賦既闕，不必遣使。」贄復上奏，以為「陛下息師含垢，宥彼渠魁，惟茲下人，所宜矜恤。昔秦，晉仇敵，穆公猶救其飢，況帝王懷柔万邦，唯德与義，寧人負我，無我負人。」八月，遣中書舍人京兆奚陟等宣撫諸道水災^[12]。

陸贄と期を同じくして，当時左補闕に任じられていた権徳輿も「論江淮水災上疏」を上奏し，徳宗に速やかに使者を派遣し救済するよう請うた^[13]。『新唐書』巻165，権徳輿伝にそのことが簡単に記されている。

貞元八年，関東，淮南，浙西州郡大水，壞廬舍，漂殺人。徳輿建言「江，淮田一善熟，則旁資数道，故天下大計，仰於東南。今霪雨二時，農田不開，庸亡日衆。宜択群臣明識通方者，持節勞徠，問人所疾苦，蠲其租入，与連帥守長講求所宜。賦取於人，不若蔵於人之固也。」帝乃遣奚陟等四人循行慰撫^[14]。

陸贄・権徳輿が上奏した状・疏の全文は現存しており，その2人の上奏という行為が使者の派遣と被災者の救済に重要な意義を持ったことがここから十分に窺える。陸・権の上奏後に，徳宗はようやく遣使賑災の詔書を發布した^[15]。詔書は派遣する各使者に対して個別に具体的な指示を出しており，『冊府元龜』巻162，帝王部，令使二に，「(貞元)八年八月詔曰，「……宜令中書舍人奚陟往江陵，襄，郢，隨，鄂，申，光，蔡等州，左庶子姚齊梧往陳，許，宋，毫，徐，泗等州，秘書少監雷威往鎮，冀，徳，棣，深，趙等州，京兆少尹韋武往楊，楚，廬，寿，徐，潤，蘇，嘗，湖等州宣撫，応諸州百姓因水不能自存者，委宣撫使賑給。……」^[16]」とあり，『旧唐書』巻149，奚陟伝によると，「貞元八年，擢拜中書舍人。是歳，江南，淮西大雨為災，令陟勞問巡慰，所在人安悦之。」とあり，『泗州大水記』には，「遠軫聖慮，詔左庶子姚公弔而賑之。」とある。この姚公とは，姚齊梧のことである。『旧唐書』・『泗州大水記』の記述から見ると，このとき使者が派遣され，救援活動が行われたことは確かである。しかしながら，もし上述の徳宗の本水害への対応と陸贄・権徳輿らの上奏とを結び付けて考察していなければ，徳宗が被災者救援に対して明らかに消極的かつ受動的な態度を取っていたとは気が付かなかつたであろう。この問題をさらに掘り下げるために，再び陸贄の「請遣使臣宣撫諸道遭水州郡状」に立ち返ってみたい。

右頻得塩鉄，転運及州郡申報，霖雨為災，弥月不止，或川瀆汎漲，或谿穀奔流，淹没田

苗，損壞廬舍，又有漂溺不救，転徙乏糧，喪亡流離，数亦非少。……前者面陳事体，須遣使撫綏，陛下尚謂詢問來人，所損殊少，即議優恤，恐長姦欺。臣等旬日以來，更審借訪，類會行旅所説，悉與申報符同。但恐所聞聖聰，或未盡陳事實。……初聞諸道水災，臣等屢訪朝列，多云無害於物，以為不足致懷，退省其私，言則頓異。霖潦非可諱之事，搢紳皆有識之人，與臣比肩，尚且相媚，況乎事或曖昧，人或瑣微。以利己之心，希至尊之旨，其於情實，固不易知，如斯之流，足誤視听。所願事皆覆驗，則冀言無詐欺，大明照臨，天下之幸也。……^[17]

貞元8年の水害発生後，陸贄の「前者面陳事体，須遣使撫綏」に対して，徳宗の反応は「詢問來人，所損殊少，即議優恤，恐長姦欺」とあるとおり，すぐには救援の使者を派遣しなかった。さらに，軍閥が割拠する淮西鎮には，徳宗は救済の意志を持たなかった。また，当時の朝臣たちの多くも「無害於物」という反応だった。以上のことから，朝廷側は皇帝から諸官吏にいたるまで，みなこの水害に対して消極的な態度であったとわかる。この反応は，唐代の災害時における報告体制・君臣関係・淮西の呉少誠の割拠などの諸問題と密接に関連する。朝廷が消極的という雰囲気の中で，『泗州大水記』に記される泗州刺史の張任の積極的かつ自発的な災害対応が異彩を放っていたのは明らかで，徳宗や朝臣の消極的態度とは鮮明な対比をなす。文献の伝播にはもとより複雑な原因があるものだが，現存する貞元8年水害に関する4種の比較的完全な文献資料には，ある歴史的論理が含まれている。これら4種のうち，陸贄・権徳輿・徳宗の言論は朝廷を，呂周任の文章は地方を代表している。陸贄・権徳輿の後光効果を差し引いたとしても，前三者の文献の伝播と徳宗の災害対応への消極的な態度には密接な関係がある。こうした朝廷の災害対応を背景としながら，呂周任の『泗州大水記』が孤立した文献として伝わっているのは，朝廷の消極的な災害対応政策に対する一種の反応と言わざるを得ない。上に列挙した上奏文・詔書について言えば，この全国的規模の広範囲な水害記録は中央の記録は相対的に多く，地方における記録は目下『泗州大水記』のみであるが，これが最も詳細である。むろん，これに基づいて，その他の地方官が水害に直面した際に手をこまねいていたとは決して考えてはならないが，『泗州大水記』が持つ孤立した文献という特性は，歴史を再発見するための重要な手掛かりを提供してくれる。

II. 歴史家の選択と歴史的特殊性

端的に言うると，歴史学の研究対象とは主に2種類の人物で，一方は文献に記された人物，もう一方は文献を記した人物である。両者は共に史料の要となる部分を創り出している。し

かし、これまでの災害史研究では、往々にして「事」は重視しても「人」には注目せず、文献と密接に関わる人物の思想・行動への関心が薄かった。これを踏まえ、本稿では、「文献資料の中の災害史」という研究パラダイムを提唱し、作者の執筆意図と執筆対象の分析から着手することで、記録の中から暗に含まれた別の情報を発見し、また災害史の多彩な歴史的様相を見出したい。

『泗州大水記』の作者の執筆意図のとおり、その最終目標は実のところ水害そのものを記述することではなく、災害に立ち向かった行為を記録することによって泗州刺史張伋の徳を顕彰し、さらには皇帝の徳を褒め称えることにあった。まさしく「固知明主之委任於公也，皆感而通焉」である。したがって、これは水害の実録というよりは、むしろ刺史による災害対応という徳政の記録というべきものである。だからこそ『泗州大水記』は後世重んじられたのである。元代の王暉の『玉堂嘉話』巻8に、「周世宗南伐，駐蹕臨淮，因覽唐貞元中『泗州大水記』，詔竇儼論其事。」とある。竇儼とは、顕徳年間に翰林学士・判太常寺に累進した人物である。竇儼が『泗州大水記』をめぐる論じた中核部分は、貞元8年の泗州の水害そのものではなく、水害も含む天変地異が天罰によって起こるものとする考え方を基礎に、陰陽五行の学説を織り交ぜ、それによって君主に徳政を行うよう諫言することにあつた^[18]。この「災害を以て徳政を論ず」という叙述方法は、当時の知識人たちには普遍性を持つもので、天変地異は天罰によって起こるとする知的エリート層の考え方に対する賛同と受容を反映している^[19]。

『泗州大水記』執筆の最終目標は徳政を喧伝することであり、その観念は全文に貫かれている。文章の冒頭に、『春秋左氏伝』宣公15年の「天反時為災，地反物為妖」の語を引用し、天変地異は天罰であるという作者の考え方を明確に表している。災害は「天其或者警休明而表忠誠也」というのが、作者が全文を構想した知識的な背景なのである。そのフレームを用いて、作者は事実を列挙することにより、天災と世の中に起こる出来事との間の繋がりを、「逢昏即盛，遇賢即退」の概念で示し、刺史の徳政が災いを退けるという主旨のイデオロギーを強調する。上述の思想観念に基づき、作者は張伋が仁・忠・義という3つの品格を備えていたと締めくくる。それが論賛の中核的観点となっている。

作者が論じる仁・忠・義などの儒家の三綱五常の倫理については、本題からは外れるものの、この見解の根拠こそが本稿で検討する問題の出発点である。「斯則神仰公之仁，先庶物而遺已。神賞公之忠，臨大難而守節。神高公之義，動適權以成務。故保其聽政養安之所，旌公之善也。」とあるように、文章は事実を忠実に並べ、道理を説くという論説の原則から得られた論点には、いずれも一連の具体的な歴史上の事柄が踏まえられている。この中の「先庶物而遺已」・「臨大難而守節」・「動適權以成務」とは、まさに張伋による災害対応の行動を

高度に抽出した、その見解の根拠となる歴史上の事柄である。上記のような表現がいくらか抽象的に思われるならば、その文末に「今以一葦之航，挂於危堞之上，以当漲海之勢。城頽而一塊不傾，水止而所濟獲全，公即国之貞臣也」というように、やや具体的と感じられる一言を加える。全文の論点の総括として、作者は張叡の災害対応の行動を一つ一つ列挙するようなことはせず、ある一つの行動、すなわち「今以一葦之航，挂於危堞之上，以当漲海之勢」を強調しているだけであることがわかる。もしこの総括的な記録を、『泗州大水記』の刺史による災害対応行動に関する細かい描写と結びつけて処理するならば、「公独与左右十数人纜舟於郡城西南隅女墻湿堵之上，以向衝波而来」とは、まさに上述の総括的な記録の具体的な表現と言えよう。作者は刺史のこのような行動を「不亦危哉」と考え、部下たちはその状況を見て驚いて色を失い、口々に長官に危険を冒さぬよう、速やかに安全な場所まで引き上げるようにと進言した。ここで作者はすぐさま張叡の言葉を、「叡，天子守土臣也，苟有難而違之，若王命何！且南山隔淮，幾五六里，吾能往矣，況是別境，「離局，姦也」，雖死不為。」と記した。『春秋左氏伝』成公16年に、「侵官，冒也，失官，慢也。離局，姦也。」その杜預注に、「遠其部曲為離局。」とある。以上からわかるように、臨洛を固守したのと同様、張叡は水害を目の前にしながら恐れることなく、自ら最前線に立ち、災害現場の指揮に当たった。これぞまさしく作者が真に力を尽くして称賛したい中核的行為である。そして、張叡の仁・忠・義という品格の根拠となる「先庶物而遺已」・「臨大難而守節」・「動適權以成務」なども全て上述の行動を指し示している。

以上のことから、作者が入念に選抜した刺史自らが取り組んだ災害対応こそが、『泗州大水記』論贊の中心的な内容というべきものであったとわかる。張叡以前の玄宗・開元年間にも、当時冀州刺史だった柳儒がこれとよく似た災害対応行動を取っており、その話は後人が書いた墓誌の中に記されている。『柳儒墓誌』には、

公諱儒，字昭道，河東人也。……尋改授冀州刺史。是歲，天降淫雨，河流為災。爰降絲綸，是憂墊溺。公躬自相視，大為隄防。庶人以寧，官政用乂。特降璽書慰問，曰「卿国之才臣，職是方牧。属河流漾溢，天雨霖霖，而率彼吏人，具茲舟楫，拯救非一，式遏多方。夫家以寧，糗糧用濟。其事甚美，雅副朕懷。」尋改為青州刺史^[20]。

と書かれている。陳翔の考証によると、柳儒が冀州刺史に任じられたのは開元11年（723）か12年（724）である^[21]。墓誌の撰者である韓休は、『泗州大水記』のように柳儒の災害対応について非常に詳細な描写をしているわけではないが、「躬自相視，大為隄防」と、刺史の柳儒も自ら現場に臨み、災害救援活動に携わったという情報を示している。玄宗も表彰す

る詔書の中で、「率彼吏人，具茲舟楫，拯救非一，式遏多方」と触れていることからわかるように、朝廷による表彰のポイントとなったのも、柳儒が自ら官吏や民衆を率い、舟に乗り視察したという行動にあった。

柳儒と張伉の災害対応の行動には共通点がある。両者とも地方長官として自ら災害現場の最前線に立っている。つまり、「自ら事に当たった」のである。

しかしながら、これに基づいて普遍性のある結論を得ることはできない。その理由は、上の2つの話の結末が示している。こうした災害対応の話の結末には類似性が見出せる。柳儒は自ら災害救援に当たった結果、「庶人以寧，官政用乂」と記され、その災害対応の行為により「特降璽書慰問」という特別な榮譽を得た。この記録は、韓休によって墓誌に書き込まれた。他方、張伉の努力のもと、泗州は「歴数旬而水定，又再旬而水抽」となり、その事跡も作者が「謹述而記之（謹んで述べてこれに記し）」、さらに「勒于石（石に勒）」した。このことから、上掲の資料の作者の執筆意図が、他者の特殊な事跡を後世に伝える点にあったことは明白で、ここにはまさしく作者の主観的な選択が働いているという問題がある。

強調したいのは、作者の主観的な選択であって、主観的なでっち上げではないという点である。主観的な選択がなされた文献の記述は、人為的にふるいにかけて残った客観的な史実であり、作者の主観的な意図は叙述そのものに存在するわけではなく、選択の過程にこそ表れている。作者の主観的な選択は記述の性質を決めはするが、記述の信憑性に影響を与えるものではない。一般的には、作者が主観的な選択を経て、苦心して残した記録や文献には特別な意味があり、作者が描写を大いに増やせば増やすほど、実のところその記述された史実そのものもより歴史的特殊性を持つかもしれない。また、その人物のエピソードを苦心して喧伝すればするほど、普遍性を持たなくなるということに気が付かなければならない。逆に、エピソードによって表れる特殊性は、典型的な模範としての意義を作り上げるものである。極めて少ない数行の史料を根拠に、普遍的な意義を持つ結論を導き出すようなことは決して行ってはならず、必ず作者の主観的な選択による客観的な史実を備えた歴史的特殊性を重視しなければならない。

このことから、異なる時空にいる作者たちが客観的な史実を主観的に選択するという同じ方向性の観念を持っていたとわかる。つまり、刺史自身の災害対応とは当時の地方官個人によって行われた特殊な行動であり、その行動は法令規定の範疇に収まるものではなく、完全に地方官個人の意志によってとられたものだった。その行動自体に伴う危険性と困難さにより、当時の地方官による災害対応の施策は普遍的に行われてはこなかった。同時に、文献の伝播という面から見ても、関連する史料の少なさによってこの行為の特殊性が証明された。したがって、当時の圧倒的多数の地方官が上記のような特殊な行動をとるわけではないとい

う反証になり、さらに直接的な証拠となったのが、決して多いとは言えない現存する地方官の災害対応に関する記録である。これらの記録の中で、歴史家は災害救援の結果のみを記すことが一般的で、たとえ災害救援の過程に触れたとしても、租税の減額や食糧の貸与といった救済行為であることから、規律を守り、分を越えない範囲で収める地方官が大部分で、思い切って行動に踏み切り、鶏群の一鶴となったのはごく一握りであったとわかる^[22]。

以上の検討を経て、唐代の地方官府が水害や干魃などの災害に対応する際に、地方長官自らが最前線に立つという特殊な行動にたまたま遭遇すると、作者はこのような歴史の断片を苦心して選び取り後世に伝えたということがわかった。柳儒や張佺は、それぞれ唐代の異なる時代、異なる地域の地方官として災害対応を行った代表的存在であるが、このような地方官自身の災害対応という行為は唐代では普遍的な意義を持たず、唐代の地方官府による災害対応の特殊な歴史的様相を明確に表している。

III. 長期的スパンと代表的模範

『泗州大水記』の最後の部分は、作者が自らの張佺に対する賞賛に更に説得力を増すべく、自身について「学於旧史氏，借古人以論公」と述べ、さらに張佺の行為を漢代の2つの故事、すなわち、「劉琨返風而火滅，王尊臨河而水止」になぞらえた。呂周任による古典からの引用は、これまで述べてきた唐代地方官の災害対応をさらに理解する上で、手掛かりを与えてくれる。いわゆる「王尊臨河而水止」の故事とは、『漢書』巻76、王尊伝から引用されたものである。

天子（成帝）復以（王）尊為徐州刺史，遷東郡太守。久之，河水盛溢，汎浸瓠子金隄，老弱奔走，恐水大決為害。尊躬率吏民，投沈白馬，祀水神河伯。尊親執圭璧，使巫策祝，請以身填金隄，因止宿，廬居隄上。吏民数千万人争叩頭救止尊，尊終不肯去。及水盛隄壞，吏民皆奔走，唯一主簿泣在尊旁，立不動。而水波稍却迴還。吏民嘉壯尊之勇節，白馬三老朱英等奏其状。下有司考，皆如言。於是制詔御史「東郡河水盛長，毀壞金隄，未決三尺，百姓惶恐奔走。太守身当水衝，履咫尺之難，不避危殆，以安衆心，吏民復還就作，水不為災，朕甚嘉之。秩尊中二千石，加賜黄金二十斤。」数歳，卒官，吏民紀之^[23]。

前漢末年、東郡太守の王尊は深刻な水害に直面し、一連の災害対応を行った。このうち、王尊が官民を率いて、自ら危険を冒し、官吏や民衆が必死に説得しても、現場から死んでも離れぬと誓い、それを官民は称賛し、朝廷は表彰したという叙述の構成が似ている。確かに

呂周任の描く張佺による被災者救援の話と酷似している。いま一度「劉琨返風而火滅」の故事を『後漢書』巻79上、儒林・劉琨伝に見てみると、

建武五年(29)、(劉琨) 挙孝廉、不行、遂逃、教授於江陵。光武聞之、即除為江陵令。時県連年火災、琨輒向火叩頭、多能降雨止風。徵拜議郎、稍遷侍中、弘農太守。先是嶠、黽駟道多虎災、行旅不通。琨為政三年、仁化大行、虎皆負子度河。帝聞而異之。二十二年、徵代杜林為光祿勳。詔問琨曰「前在江陵、反風滅火、後守弘農、虎北度河、行何德政而致是事。」琨対曰「偶然耳。」左右皆笑其質訥。帝歎曰「此乃長者之言也。」顧命書諸策^[24]。

とある。後漢初年、劉琨の徳政によって「反風滅火、虎北度河」という結果に落ち着き、劉秀(光武帝)はそれを称賛し、史官に命じて史書に記させた。劉琨の故事は上に引用した「王尊臨河而水止」の事例とは大いに異なり、王尊の故事がより実録に近いのに対し、劉琨の故事は頗る奇怪に思われる。しかし、簡単にそれを荒唐無稽な話と見なしてはならない。故事の背後には複雑な歴史的様相が隠れている^[25]。実のところ、荒唐無稽な話か実録かはそれほど重要ではなく、呂周任にとっては、劉・琨の故事の持つ徳政の觀念こそが抑え所なのである。

呂周任の思考論理からすると、王尊と劉琨の故事はまさに泗州刺史の張佺による災害救援の故事を描写する上で重要な参考資料だったのである。王尊が自ら現場で災害救助に当たったという叙述の構成も、劉琨が徳によって災いを退けたという徳政の觀念も、『泗州大水記』の行間に浸透している。実際に、呂周任が参考にした前の王朝の資料がこの他に2つある。故事の主人公は、荊州刺史に任じられた蕭梁の宗室の蕭愔と、隋初に瀛洲刺史に任じられた郭衍である。

蕭愔による災害救援の資料については、現在も南京郊外に屹立する蕭愔墓の石碑という有力な実物の証拠がある。石碑の額題には「梁故侍中司徒驃騎將軍始興忠武王之碑」とあり、碑額の文字は鮮明で、碑文の一部は読むことができ、今なお2800余字が識別可能で、清代の金石に関する書物に多く収録されている。蕭愔は普通3年(522)に卒し、碑文は徐勉の撰文、貝義淵の書によるもので、現存する蕭梁の碑刻の中で最も代表的な作品と言える^[26]。碑文中の蕭愔の災害対応に関連する文章を下に抄録した。

(天監)六年(507)、沮漳暴水、泛濫原隰。南岸邑居、頻年為患。老弱遑遽、將至沉溺。公匪憚櫛沐、躬自臨視。忘垂堂之貴、親版築之勞、吏民憂□□□□□□色方□□□□

城，購□□金，所活甚衆。□及□□□境嘆服。德之攸感，皆曰神明。四郡所漂，賑以私粟。（彭朧）眉縮（彭火），莫不歌頌。是歲嘉禾，一莖九穗，生于邳洲，甘露降於府桐樹。唐叔之美事，菽□貞并以□聞□□□□。^[27]

蕭愔は、字は僧達、梁の文帝・蕭順の第11子である。天監元年（502）、使持節、都督荆湘益寧南北秦六州諸軍事、荊州刺史に任じられ、始興郡王に封じられる。上に引用した碑文は、天監6年に起きた荊州の大水の際、蕭愔が吏民を率いて災害と戦ったことを記録したものである。文字がはっきり見えず、既に読み取れなくなってしまった部分もあるが、本稿の論題と密接に関わる情報を留めている。そのうち、「公匪憚櫛沐，躬自臨視。忘垂堂之貴，親版築之勞」は、まさに王尊・柳儒・張佺らの災害対応における行動と軌を一にしている。このほか、正史も天監6年の蕭愔による災害との戦いの一件を記録している。『梁書』巻22、太祖五王・始興王愔伝に、

（天監）六年，州大水，江溢堤壞，愔親率府將吏，冒雨賦丈尺築治之。雨甚水壯，衆皆恐，或請愔避焉。愔曰「王尊尚欲身塞河堤，我獨何心以免。」乃刑白馬祭江神。俄而水退堤立。邳州在南岸，數百家見水長驚走，登屋緣樹，愔募人救之，一口賞一萬，估客數十人応募救焉，州民乃以免。又分遣行諸郡，遭水死者給棺槨，失田者與糧種。是歲，嘉禾生於州界，吏民婦美，愔謙讓不受^[28]。

とある。歴史家による文章で、蕭愔が発した「王尊尚欲身塞河堤，我獨何心以免」の語は、「王尊臨河而水止」が持つ典型的な模範としての意義を十分に示している。「江溢堤壞」という極めて危険な状況に直面し、蕭愔がとった「親率府將吏，冒雨賦丈尺築治之」，「乃刑白馬祭江神」という行為は、『漢書』に記された「尊躬率吏民，投沉白馬，祀水神河伯」という行動と極めて類似している。それと同時に、蕭愔も王尊と同じく官民が必死に説得しても、死んでも現場を離れぬと誓ったという過程を経ている。蕭愔の故事に朝廷が表彰したという件がなくとも、歴史家は「嘉禾生于州界」という輝かしい結末を付け加え、「吏民婦美」で蕭愔個人による災害対応の行動が社会の称賛を獲得したことを表している。

文章の内容と構成から見て、碑刻・正史とも蕭愔の災害救援を中心にした記録ではあるが、その題材の出所は同じではないように思われる。正史の描写は詳細で生き活きとしており、碑文の記述は簡明にして要領を得ている。碑文の数少ない文字数の中にも、蕭愔自らが救災の重要かつ中核的な行動に携わった経緯が余すことなく記されている。これは、碑文の作者である徐勉がこの災害対応を重視し、賛同していたことを反映している。

再び郭衍の故事を見てみよう。『隋書』巻61、郭衍伝に、

（開皇）五年（585）、授瀛州刺史。遇秋霖大水、其属県多漂没、民皆上高樹、依大家。衍親備船楫、并齎糧拯救之、民多獲濟。衍先開倉賑卹、後始聞奏。上大善之、選授朔州総管^[29]。

とある。隋初、瀛洲は水害に遭い、刺史の郭衍も自身の危険を顧みず、被災後の救援に加わり、最後はやはり朝廷から表彰されている。歴史家の編集を経ているため、この故事は具体的な叙述から生き活きとした人物描写まで、いずれも上に引用した各資料には及ばない。しかし、やはり重要視すべきは、作者が一筆もおろそかに書くようなことはせず、ただ郭衍自身が行ったことを選び出し、丹念に描写するだけで、作者の郭衍による災害対応への称賛をはっきりと示すことができている点である。

前漢末年の王尊から後漢初年の劉昆まで、蕭梁の蕭憺から隋初の郭衍まで、さらには唐代の柳儒と張佺まで、漢から唐にいたる数百年という時間にわたり、少しも繋がりのない異なる時空の6人の身に類似した筋書きの話が繰り返されたことは深く考えさせられる。むしろ、これまで挙げてきた独自性を持つ叙述に基づいて、長期的スパンの普遍的な結論を出すことはやはりできない。しかし、この長期的スパンの中で繰り返される事例は、漢代から唐代にかけて、地方官が自ら当たった災害対応が普遍的な意義を持たないものの、典型的な模範としての意義を備えていたことを我々に示している。

この模範としての意義の獲得は、記述対象そのものの行為の特殊性に起因するのではなく、主にその行動に対する賞賛の程度によって決まるもので、そのような多方面からの賞賛は、選択を経た後の史実により後世に伝わる可能性が与えられた。王尊は朝廷の表彰を得た。劉昆は光武帝の礼賛を受けた。蕭憺は官吏と民衆からの称賛を得た。そして、柳儒も玄宗の詔書と慰問を受けた。今のところ、張佺が朝廷に表彰されたという証拠は見付かっていないが、『泗州大水記』の張佺に対する称賛は、知的エリート層からの賛同と見るべきであろう^[30]。このような各方面からの災害対応という特別な行動に対する賛同は、漢唐間の人々による地方官の個人的行為への特殊な要求を反映している。

しかし、個人的行為の模範としての意義の強化は、実のところ体制の不健全さを意味していた。前の時代に比べて、唐代の災害対応の体制は進化はしていたが、体制による弊害はやはり明らかであった。全般的に、唐代の災害対応の体制とは「救大于防」・「撫大于救」であった。さらに、地方官個人の要素について言うならば、一部の官吏による災害状況の隠蔽や虚偽の報告、また私情で法を曲げて不正を働くという現象が時折起きていた。他方で、直ち

に民衆を救うために、法令に背くことすら厭わず、独断で倉を開いて施しをする官吏もいた^[31]。上述の個人的行為の意図の好き嫌いについてはひとまず置くとして、ただ制度の面から言えば、こうした行為は、法令から外れていることは明白で、朝廷はこれに対して基本的には否定的な意見を持っていた。地方官による災害救援の様々な個人的行為の中で、地方長官自らが事に当たるということはその独自性により、各方面から満場一致で賛同を得た。この行為の独自性は自ら事に当たるという外在的な面に表れているだけでなく、さらに重要なのはそれが法令の内にあらずとも、制度の原則には反していないという点であり、これが高い賛同を得る前提となっている。そして、人々がこの行動に賛同するさらに重要な判断の原則は、必ず円満な結果となっているということである。王尊らの行動に典型的な模範としての意義があると考えられているのは、みな彼ら個人の特別な行為によって最後には災害に打ち勝っているからである。その一方で、自ら事に当たっても良い結果が得られなかった地方官たちは史書に記されることなどあり得ないので、彼らは「典型」とはならないのである。

全般的に言えば、唐代における災害救助は、依然として主に関連する体制を頼みに持ちこたえていたが、地方官の個人的要素も軽視できない。正史から碑刻まで、墓誌からまた『泗州大水記』まで、地方官による法令の外での理に適った個人的行為が、漢唐間の各時代で人々から高い評価を得た。こうした特殊性を持つ歴史的様相は、災害史の歴史像を活性化し、今後唐代における災害史研究で引き続き着目すべき課題と言える。

IV. おわりに

貞元8年水害の事例について言えば、現存する資料には限りがあるものの、関連情報から歴史の場面を再構築することは今でも可能である。中央では、例えば陸贄・権徳輿の上疏、徳宗の受動的な態度、災害救援の使者派遣という歴史的事実とその効果、そしてこれに起因する税制改革など^[32]、いずれも如実に表すことができる。地方においては、1人の刺史による完璧な災害対応の事例である『泗州大水記』がある。中央と地方、全体と個別の事例については、唐代の水害研究の中でも割と研究が進んでいる分野である。しかしながら、もし上述の手掛かりを詳しく説明して、さらに唐代の水害研究を進めたとしても、実のところは真新しい歴史認識ではなく、真新しい歴史の知識が得られるに過ぎない。例えば、君臣関係・災害救援の使者派遣・税制改革・地方官による災害対応などの様相は、いずれも伝統的な研究パラダイムにより既に獲得された歴史認識で、事例が出揃っているように見えても、1つの事例を通じて過去の認識をより具体化かつ可視化させたに過ぎない。現に、研究の新発見も伝統的なパラダイムと結論の範疇を超えるわけではない。そこで、本稿では文献資料の叙

述という視点から災害史に関わる論題を再検討し、新たな認識の獲得を試みた。

上述のとおり、本稿の主旨は具体的な災害史研究というよりは、災害史料と研究パラダイムの再認識にある。閻守誠は、唐代の災害史料が簡略的な特徴を持つことに対して、このような記録を扱う際の基本原則を次のように提示している。「まず、複数の文献の中からその災害に関するあらゆる記述を集め、災害に関する記録の全貌をなるべく理解できるようにする。そして、その災害を記録した史料を、災害の救援状況・被災地域の地理的状况など関わりのある事柄と関連づけて考察し、災害史料を深く掘り下げてその内実に迫る。そのうえで、災害史料について信頼性の高い考察を行う^[33]。」中でも、「災害史料を深く掘り下げてその内実に迫る」は、今後研究を続けていく上で特に注意すべき史料処理の原則と言えよう。以前に発表した拙文でも言及したように、従来型の災害史とは、主に災害学の研究パラダイムの下で関連する研究を行ったもので、この研究分野は「災害歴史学」と呼ばれる^[34]。災害歴史学研究は、自然科学と社会科学という二重の属性を持つため、唐代災害史研究も基本的にはこの枠組みの中で研究が進んでいる。この100年間の唐代災害史研究を概観してみると、災害史のデータベースの構築・災害年表の製作・災害の時空間分布・災害種別ごとの考察・「荒政（災害時の救済政策）」といった研究テーマの成果が豊富に蓄積されている^[35]。目下、唐代災害史研究の分野がたゆまず前進していくには、先人の研究成果を真摯に吸収することから始め、思考を転換し、視野を切り替え、文献の行間の独自性のある情報・「活きた」災害史の歴史的様相を発見することが不可欠である。これこそが、まさに唐代災害史研究を継続的に深めていくための有効な手段なのである。

いわゆる「活きた」歴史とは、史料の中から記録の叙述の個性を探る点に重きを置き、作者の創作意図から始めて、叙述の背後に隠された歴史的特殊性を掘り起こすことであり、これこそが本稿で重視している「文献資料の中の災害史」という研究パラダイムなのである。この意味で、『泗州大水記』はまさに好適な文献と言えよう。こうした歴史的特殊性を具体的に示している記録を高く評価すべきである。しかし、特殊性を有するごくわずかな史料に基づいて普遍性を持つ結論を導き出すようなことは決してしてはならない。これは、史料の少ない中国古代史研究において極めて起こりやすい史料解釈の誤りで、研究の過程で重々気を付けなければ、木を見て森を見ずといった落とし穴にすぐにはまってしまう、その歴史認識にも往々にして危険が及んでしまう。本稿で検討した中核の問題について言えば、地方長官自身が直接取った災害対応の行動は当時としては異例であり、その背後には唐代の災害対応体制に不備があったことを示すだけでなく、それと同時に1つの側面から地方官府における災害対応の多様な歴史的様相を理解することができた。

むろん、本稿では歴史的特殊性を重視しているが、決して特殊性や偶然性を誇張したり、

秩序や経験を軽視したりするという意味ではない。この種の特異な性質の記録が後世に伝わることは、ややもすれば作者の主観的な選択と密接に関わりがちで、主観的な選択を経て伝わった後世の資料には必ずその当時の人々が存在権を付与した歴史情報が暗に含まれている。唐代の地方官が直接取った災害対応の行動について言えば、その時代としては普遍的ではないにもかかわらず、長期的スパンで歴史を見るならば、この行動は代表的な模範としての意義を持った。その模範という評価付けには各方面からの賛同が必要である。この結論は我々に以下のような示唆を与える。長期的スパンでの補助的研究は、断代史研究に思考を広げられる場を提供し、異なる時空間においても多くの特殊性が繰り返し発生することは、それが歴史的な秩序と経験を持つ存在であることをまさしく反映しているのである。

〔付記〕本稿は、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「東アジアの歴史都市と自然環境—先端科学が拓く「古都・長安学」」（学習院大学国際研究教育機構）、中国国家社会科学基金一般項目「漢唐『異物志』整理与研究」（15BZS043）、中国国家社会科学基金重大項目「多卷本『中国宗族通史』」（14ZDB023）による研究成果である。

注

- [1] 唐代地方官の災害対応に関する研究成果は、主に災害奏報の面に集中している。その他には、
 幺振華が、唐代の地方官が災害による税金免除の手続きの過程で発揮した効果と官吏の汚職行為が災害救援に与えた影響について専門的に研究し、劉勇が、刺史を中心とした地方官による災害状況の報告・防災・災害対応・災害救援の効果などの問題を、毛陽光が、各階層の地方官員が災害救援を重視し関与した歴史的様相を重点的に考察している。幺振華（2005）「唐朝の因災蠲免程序及其实効」『人文雑誌』2005年第3期 p.120-125、同（2010）『関于官吏瀆職行為对唐代災害救济影響的考察』『求索』2010年第11期 p.238-241、劉勇（2011）「唐代刺史与災荒」『江漢論壇』2011年第7期 p.90-94、毛陽光（2006）「唐代災害奏報与監察制度略論」『唐都學刊』2006年第6期 p.13-18、同（2012）「唐代災害救济実効再探討」『中国經濟史研究』2012年第1期 p.56-58 参照。
- [2] 本稿で採用した『文苑英華』・『唐文粹』・『全唐文』の版本および頁数は以下のとおりである。
 『文苑英華』中華書局、北京、1966年 p.4392-4393。『重校正唐文粹』（明嘉靖3年徐燾刻本）四部叢刊二編本、以下『粹』とする。『全唐文』中華書局、北京、1983年 p.4911-4912、以下『全』とする。
- [3] 『文苑英華』中華書局、北京、1966年 p.4392-4393。
- [4] 『旧唐書』卷13、徳宗紀下、中華書局、北京、1975年 p.375。
- [5] 劉俊文に唐代の水害に関する専論があり、唐代の水害は回数が多いだけでなく、範囲も広く、中でも貞元8年の水害は重要な事例であるとする。さらに、水害が起きた原因や、統治者の水害対策および水害が政治に与えた影響についても論ずる。劉俊文（1988）「唐代水害史論」『北京大學學報（哲学社会科学版）』1988年第2期参照。この他に、陳可畏にこれに関連する論文があり、参考になる。陳可畏（1996）「唐代河患頻發之研究」『史念海先生八十寿辰學術文集』陝西師範大學出版社、西安 p.183-206 参照。

- [6] 么振華 (2014)『唐代自然災害及其社会応対』上海古籍出版社, 上海 p.124。
- [7] 『新唐書』卷36, 五行志3, 中華書局, 北京, 1975年 p.932。
- [8] 『新唐書』卷7, 德宗紀, 中華書局, 北京, 1975年 p.198。
- [9] 泗州はこれ以降も水害で被災しており, 清・康熙19年(1680)にも泗州城が洪水で水没している。伍海平・曾素華(2003)「黄淮水災与泗州城湮没」『第二届淮河文化研讨会论文集』参照。
- [10] 郁賢皓(2000)『唐刺史考全編』安徽大学出版社, 合肥 p.946。
- [11] 陸贄「請遣使臣宣撫諸道遭水州郡狀」・「論淮西管内水損處請同諸道遣宣慰使狀」〔唐〕陸贄撰, 王素点校『陸贄集』中華書局, 北京, 2006年 p.552-559参照。
- [12] 『資治通鑑』卷234, 唐紀50, 德宗貞元8年, 中華書局, 北京, 1956年 p.7533-7534。
- [13] 權德輿「論江淮水災上疏」〔唐〕權德輿撰, 郭広偉校点『權德輿詩文集』上海古籍出版社, 上海, 2008年 p.738-740参照。
- [14] 『新唐書』卷165, 權德輿伝, 中華書局, 北京, 1975年 p.5076。
- [15] 『唐会要』卷77, 諸使上, 巡察按察巡撫等使, 中華書局, 北京, 1955年 p.1416, 『冊府元龜』卷106, 帝王部, 惠民二, 中華書局, 北京, 1960年 p.1264, 『冊府元龜』卷162, 帝王部, 命使二 p.1959, 『文苑英華』卷435「遣使賑恤天下遭水百姓勅」中華書局, 北京, 1966年 p.2202-2203, 『全唐文』卷52「遣使宣撫水災詔」中華書局, 北京, 1960年, p.567参照。このうち, 『冊府元龜』卷106はこの詔書が發布されたのを貞元7年8月と記すが, 誤りである。『唐会要』卷77は「姚齐梧」を誤って「姚齐語」とする。『文苑英華』の記載は多く, 『全唐文』は『英華』に依拠している。唐代における朝廷の遣使賑災の問題についての検討は, 毛陽光(2003)「遣使与唐代地方救灾」『首都師範大学学報(社会科学版)』2003年第4期を参照されたい。
- [16] 『冊府元龜』卷162, 帝王部・令使二, 中華書局, 北京, 1960年 p.1959。
- [17] 〔唐〕陸贄撰, 王素点校『陸贄集』, 中華書局, 北京, 2006年 p.552-556。
- [18] 竇儼は, 貞元8年の洪水の原因について, 「貞元壬申之水, 非数之期, 乃政之感也。德宗之在位也, 啓導邪政, 狎昵小人。裴延齡專利為心, 陰潜引納; 陸贄有其位, 棄其言。由是明明上帝, 不駿其德, 乃降常雨, 害于棗盛, 百川沸騰, 壞民廬舍, 固其宜也」と考察している。〔元〕王惲『玉堂嘉話』卷8「竇儼水論」。
- [19] ト風賢は, 古代における災害を振り払う根本的な方法とは, 積極的な防災で立ち向かうことではなく, 皇帝自身が品行を改善して, いわゆる「徳」政を行うことにあったとする。災異と人事の関係については, 様々な角度から研究が積み重ねられてきた。例えば, 劉俊文は, 唐代の水害は政治にも影響を及ぼし, 主に儒家の「天人合一」と「陰陽五行」の学説によって説明されたという。潘孝偉は, 中国古代における災害の原因についての解釈は, 「天人感应」思想の影響を甚だ強く受け, 「天災」・「天譴」といった唯心論の部分がかなりあるとする。しかしながら, 唐代にも唯物主義的な解釈を試みる者もいたであろう。李軍は, 災害天譴論という圧力の下, 唐代には災害時に皇帝が臣下たちの上書や意見を募ることが非常に盛んに行われたという。ト風賢(2005)「中国古代的灾荒理念」『史学理論研究』2005年第3期 p.33, 劉俊文(1988)「唐代水害史論」『北京大学学报(哲学社会科学版)』1988年第2期 p.54, 潘孝偉(1995)「唐代減災思想和对策」『中国農史』1995年第1期 p.42, 李軍(2006)「論唐代帝王的因災求言」『首都師範大学学報(社会科学版)』2006年第1期 p.21-25参照。
- [20] 韓休「大唐故銀青光祿大夫薛王府長史上柱国河東開国男柳府君(儒)墓志銘并序」呉鋼主編(2006)『全唐文補遺・千唐志齋新藏專輯』三秦出版社, 西安 p.165。
- [21] 陳翔(2012)『唐刺史考全編』拾遺・訂正』杜文玉主編『唐史論叢』第14輯, 陝西師範大学出版社有限公司, 西安 p.275。

- [22] 毛陽光は、高祖・武后・中宗・玄宗・代宗・徳宗・憲宗・穆宗・文宗・懿宗の各時代の地方官による災害対応記録、計14件を整理している。毛陽光（2012）「唐代災害救済実効再探討」『中国経済史研究』2012年第1期 p.57-58 参照。
- [23] 『漢書』巻76、王尊伝、中華書局、北京、1962年 p.3236-3238。
- [24] 『後漢書』巻79上、儒林・劉昆伝、中華書局、北京、1965年 p.2550。
- [25] 筆者は「飛蝗避境」を研究対象とし、いわゆる荒唐無稽な記録の執筆の背後に隠された客観的な歴史の真相を考察した。夏炎（2015）「環境史視野下“飛蝗避境”的史実建構」『社会科学戦線』2015年第3期参照。
- [26] 汪慶正（1985）「南朝石刻文字概述」『文物』1985年第3期 p.82。2016年4月15日、筆者は西安美術学院美術博物館にて「石墨鐫華—2016古代碑帖大展」を観覧し、個人が所蔵する「蕭愔碑」の清末民初の拓本を実見した。蕭愔碑は現在、南京市棲霞区甘家巷西新合村市民広場内にあり、碑亭で保護されている。2016年7月25日、筆者は南京に行き、蕭愔碑の現地調査を行った。事前に関係部署と連絡を取っていなかったため、碑亭の大門を開けてもらえず、門の隙間から石碑の一部分を窺うよりほかなかった。碑額の文字ははっきりとしており、碑文の一部の文字もかすかながら識別できた。
- [27] 「梁故侍中司徒驃騎將軍始興忠武王（蕭愔）之碑」毛遠明編着（2008）『漢魏六朝碑刻校注』第3冊、線装書局、北京 p.180。
- [28] 『梁書』巻22、太祖五王・始興王愔伝、中華書局、北京、1973年 p.354。
- [29] 『隋書』巻61、郭衍伝、中華書局、北京、1973年 p.1469。
- [30] 明代の朱曰藩『山帶閣集』巻33に、「按唐貞元壬申、泗州大水、呂周任作紀、帰功于刺使張公。記中叙張之處画、可謂条理矣。是年、泗雖水不為災、奉天子明詔、守一方民。有大患、以身扞之、要当以張為法。」とある。後世の人も張の「以身扞之」という行為に対して、賛同的な考えを持っていたことがわかる。
- [31] 毛陽光（2012）「唐代災害救済実効再探討」『中国経済史研究』2012年第1期 p.56-57・61-63。
- [32] 貞元8年の水害が招いた税制改革は、『新唐書』巻54、食貨志四、北京、中華書局、1975年 p.1382に、「貞元八年、以水災減税、明年、諸道塩鉄使張滂奏、出茶州峒若山及商人要路、以三等定估、十税其一。自是歲得錢四十万緡、然水旱亦未嘗拯之也。」と記される。
- [33] 閻守誠主編（2008）『危机与应对—自然灾害与唐代社会』人民出版社、北京 p.15。
- [34] 夏炎（2016）「中古災害史研究的新路径—魏晋南北朝地方官災後救済の史実重建」『史学月刊』2016年第10期 p.24。
- [35] 么振華（2004）「唐代自然災害及救災史研究総述」『中国史研究動態』2004年第4期。同（2014）「唐代自然災害及其社会应对」上海古籍出版社、上海 p.4-23。

（カ エン 南開大学歴史学院・中国社会史研究中心副教授）
（よしだ あい 学習院大学国際研究教育機構 PD 共同研究員）